

みち花ふれあい運動事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市道路維持課が管理する道路沿いの花壇や利用されていない道路用地において、市民・団体等に草花等の植栽・管理を依頼し、道路環境の向上とともに道路への愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(認定団体)

第2条 この事業に参加することが出来る団体は、道路愛護活動に意欲的な団体（ボランティア団体、町内会、企業等）で、年間を通じ維持管理を行うことができ、市長の認定を受けたもの（以下「認定団体」という）とする。

2 前項の認定を受けようとする団体は、みち花ふれあい運動事業認定申請書（別記様式第1号）、構成員名簿（別記様式第2号）、誓約書（別記様式第3号）を市長へ提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その適否を決定し、適当と認めた申請者に対し認定書を交付する。

4 前項の規定による認定を受けた団体は、毎年度、活動計画書（別記様式4号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、認定団体が認定書に定める義務を果たしていないと認めるとき、又は認定団体としてふさわしくないと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

(活動基準)

第3条 認定団体は、市との協議により決定した場所において、前条第4項の規定による計画に基づき次の基準により活動を行うものとする。

(1) 花苗等の植栽を行うときは、事前に市と協議するものとする。

(2) 活動に際して回収したゴミを、市の分別方法及び指示に従って適正に処理するとともに、関係法令等を遵守し、道路交通に支障を生じないようにするものとする。

(3) 活動の定められた場所において、この事業目的以外の活動を行ってはならない。

(安全確保)

第4条 認定団体は、活動に際して交通事故防止等の安全対策を講じなければならない。

2 認定団体の活動に中学生以下の者が参加する場合は、前項の安全対策を確保するために、十分な人員の成人が参加しなければならない。

(活動報告)

第5条 認定団体は、毎年3月末日までに、当該年度の活動状況をみち花ふれあい運動事業活動報告書（別記様式第5号）により市長に提出するものとする。

(事故報告)

第6条 認定団体は、活動中に事故が起こったときは、直ちに市長に連絡するとともに、みち花ふれあい運動事業事故発生報告書（別記様式第6号）を市長に速やかに提出するものとする。

(事業の変更・停止・中止について)

第7条 認定団体は、事業の活動内容に変更を生じたとき、停止したとき及び中止したときは、速やかにみち花ふれあい運動事業変更・停止・中止届出書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

(支援)

第8条 市は予算の範囲内において、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) みち花ふれあい運動事業の参加者に対して、傷害保険・賠償保険への加入費用を負担する。
- (2) 花苗等の助成は年間1団体5万円を限度とし、現物支給の方法でこれを行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。